

第3回岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和5年10月18日午前8時56分～午後1時45分

| | | | |
|--|------|----|-----|
| ○ 主な審議事項〈公開・ 非公開 〉 1 金額審議 2 その他 | 出席状況 | 公益 | 3/3 |
| | | 労側 | 3/3 |
| | | 使側 | 3/3 |
| ○ 審議要旨 | | | |
| 1 金額審議 | | | |
| 【審議経過】 | | | |
| 労働者代表委員からは、特定（産業別）最低賃金の優位性、春闘の結果、物価高による生計費への影響、企業における人材の確保・維持、岩手県の基幹産業でもあるこの鉄鋼業における労働の特殊性・危険を伴う労働・技術の蓄積を要するものであるなどの主張がなされた。 | | | |
| 使用者代表委員からは、原材料費の高騰による企業経営の難しさ、コロナ禍を経ても、まだコロナ前の水準に戻ってきてはいないこと、中小企業・小規模事業者の厳しい現状、ここ数年の最低賃金の上昇を受けて、非常に経営が厳しい状況になっているなどの主張がなされた。 | | | |
| 労使の主張に対する審議が進められ、金額の歩み寄りがみられたが、合意には至らなかった。 | | | |
| 労使双方から公益委員案による採決が求められたことから、次の採決案が提示された。 | | | |
| 【公益委員案】 | | | |
| 案1「現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額 908 円を 41 円引上げ 949 円（引上げ率 4.52%）とする。」 | | | |
| 案2「発効日を法定発効とする。」 | | | |
| 【結審】 | | | |
| 採決の結果、案1は賛成5人、反対3人により公益委員案が議決された。 | | | |
| 案2は賛成5人、反対3人により公益委員案が議決された。 | | | |
| 2 その他 | | | |
| 特になし。 | | | |